

議案第 39 号

東近江市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 29 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市手数料条例の一部を改正する条例

東近江市手数料条例（平成17年東近江市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表第5中第53項及び第54項を次のように改める。

53	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出がない場合	建築しようとする住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第1項に規定する住宅をいう。以下この項及び53の項において同じ。）が	床面積の合計が、100平方メートル以下のもの	1件につき	新築 45,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、15,000円)	増築又は改築 69,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、26,000円)
			一戸建て住宅のとき	床面積の合計が、100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき	67,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円)	103,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、38,000円)
			建築しようとする住宅が共同住宅又は長屋住宅のとき	床面積の合計が、200平方メートルを超えるもの	1件につき	89,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、31,000円)	138,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、52,000円)
			建築しようとする住宅が共同住宅又は長屋住宅のとき	床面積の合計が、100平方メートル以下のもの	1件につき	a に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じて定める額に、b に掲げる認定を受けようとする	a に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じて定める額に、b に掲げる認定を受けようとする

			住戸の床面積の合計の区分に応じて定める額を加算した額	る住戸の床面積の合計の区分に応じて定める額を加算した額
a	床面積1件の合計が、500平方メートル以下のもの	1件	63,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、17,000円)	94,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、26,000円)
	床面積1件の合計が、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件	99,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、26,000円)	148,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、40,000円)
	床面積1件の合計が、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	1件	208,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、53,000円)	311,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円)

				以下のもの			
				床面積の合計が、20,000平方メートルを超える30,000平方メートル以下のもの	1件につき	1,692,000円	2,522,000円
						(評価書面の添付がなされたものにあつては、298,000円)	(評価書面の添付がなされたものにあつては、457,000円)
				床面積の合計が、30,000平方メートルを超えるもの	1件につき	2,083,000円	3,105,000円
						(評価書面の添付がなされたものにあつては、367,000円)	(評価書面の添付がなされたものにあつては、563,000円)
			b	床面積の合計が、500平方メートル以下のもの	1件につき	41,000円	61,000円
						(評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円)	(評価書面の添付がなされたものにあつては、22,000円)
			う	床面積の合計が、500平方メートル以下のもの	1件につき	67,000円	100,000円
						(評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円)	(評価書面の添付がなされたものにあつては、22,000円)

				住戸の床面積	1 トルを超え 1,000平方メートル以下のもの	は、24,000円)	ては、36,000円)
				床面積の合計が、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	1 件 に つ き メ ー ト ル を 超 え 3,000 平方メートル以下のもの	120,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、40,000円)	179,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、62,000円)
				床面積の合計が、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	1 件 に つ き メ ー ト ル を 超 え 5,000 平方メートル以下のもの	223,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、75,000円)	334,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、115,000円)
				床面積の合計が、5,000平方	1 件 に つ き	370,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつて	554,000円 (評価書面の添付がなされ

メートルを超え10,000平方メートル以下のもの		は、125,000円)	ては、193,000円)
床面積1件の合計が、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの	687,000円	(評価書面の添付がなされたものにあつては、229,000円)	1,030,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、352,000円)
床面積1件の合計が、20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの	956,000円	(評価書面の添付がなされたものにあつては、314,000円)	1,433,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、482,000円)
床面積1件の合計	1,159,000円	(評価書面の添	1,737,000円 (評価書面の

			が、30,つ 000平き 方メー トルを 超える もの	付がなされた ものにあつて は、374,000円)	添付がなされ たものにあつ ては、575,000 円)
イ	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出がある場合	1件につき		アに掲げる住宅の種類及び床面積の区分に応じて定める額に、当該認定の申請について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出がなかったとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認又は同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として1の	アに掲げる住宅の種類及び床面積の区分に応じて定める額に、当該認定の申請について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出がなかったとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認又は同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手

			項の規定により算定して得られる額を加算した額	数料として1の項の規定により算定して得られる額を加算した額
備考 この項において評価書面とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が認定の申請に係る住宅の性能を適正と評価した書面とする。				
5 4	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	1 件につき	新築 住宅の種類及び床面積の区分に応じて53の項に定める額。ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項第4号イ若しくはロ又は第5号イ若しくはロに掲げる事項のみを変更する場合には、15,000円	増築又は改築 住宅の種類及び床面積の区分に応じて53の項に定める額。ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項第4号イ若しくはロ又は第5号イ若しくはロに掲げる事項のみを変更する場合には、26,000円
備考 この項における床面積は、当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1とする。				

別表第5中第57項から第60項までを次のように改める。

57	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(同法第54条第2項の規定による申出がない場合)に対する審査	ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合	a 標準入力法又は主要室入力法の評価によるもの	床面積の合計が、300平方メートル未満のもの	1件につき	231,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円)
				床面積の合計が、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき	364,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、30,000円)
				床面積の合計が、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき	512,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、81,000円)
				床面積の合計が、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき	627,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、125,000円)
				床面積の合計が、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき	738,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、156,000円)
				床面積の合計が、25,000平方メートル以	1件につき	840,000円 (評価書面の添付がなされたもの

		上50,000平方メートル未満のもの		あつては、194,000円)
		床面積の合計が、50,000平方メートル以上のもの	1 件につき	1,043,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、270,000円)
b	モデル建物法の評価によるもの	床面積の合計が、300平方メートル未満のもの	1 件につき	91,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円)
		床面積の合計が、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1 件につき	147,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、30,000円)
		床面積の合計が、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1 件につき	232,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、81,000円)
		床面積の合計が、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1 件につき	300,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、125,000円)

		床面積の合計が、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1 件につき	359,000円 (評価書面の添付がなされたものにあっては、156,000円)
		床面積の合計が、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1 件につき	419,000円 (評価書面の添付がなされたものにあっては、194,000円)
		床面積の合計が、50,000平方メートル以上のもの	1 件につき	540,000円 (評価書面の添付がなされたものにあっては、270,000円)
イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合	a 一戸建て住宅	床面積の合計が、200平方メートル未満のもの	1 件につき	45,000円 (評価書面の添付がなされたものにあっては、8,000円)
		床面積の合計が、200平方メートル以上のもの	1 件につき	48,000円 (評価書面の添付がなされたものにあっては、8,000円)
	b 共同住宅又は長屋住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1 件につき	77,000円 (評価書面の添付がなされたものにあっては、13,000円)

床面積の合計 が300平方メ ートル以上2, 000平方メー トル未満のも の	1 件 に つき	121,000円 (評価書面の添付 がなされたものに あっては、23,000 円)
床面積の合計 が2,000平方 メートル以上 5,000平方メ ートル未満の もの	1 件 に つき	197,000円 (評価書面の添付 がなされたものに あっては、46,000 円)
床面積の合計 が5,000平方 メートル以上 10,000平方メ ートル未満の もの	1 件 に つき	278,000円 (評価書面の添付 がなされたものに あっては、80,000 円)
床面積の合計 が10,000平方 メートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの	1 件 に つき	534,000円 (評価書面の添付 がなされたものに あっては、126,000 円)
床面積の合計 が25,000平方 メートル以上 50,000平方メ ートル未満の もの	1 件 に つき	936,000円 (評価書面の添付 がなされたものに あっては、188,000 円)
床面積の合計 が50,000平方 メートル以上	1 件 に つき	1,709,000円 (評価書面の添付 がなされたものに

			のもの	あつては、283,000円)
		c	認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合	1 件につき 住宅の用途以外の用途に供する部分について a に掲げる評価の方法の区分に応じて定める額に、住宅の用途に供する部分について b に掲げる建築物の区分に応じて定める額を加算した額
備考				
<p>1 この項において標準入力法、主要室入力法及びモデル建物法とは、それぞれ建築物のエネルギー消費性能を適切に評価できる方法として規則で定めるものをいう。</p> <p>2 この項において評価書面とは、建築物の性能を適正と評価した書面であつて、認定の申請の区分に応じて規則で定めるものをいう。</p>				
5 8	都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 3 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(同法第 5 4 条第 2 項の規定による申出がある場合に限る。)に対する審査	1 件につき		5 7 の項の規定により算定して得られる額に、当該認定の申請について同法第 5 4 条第 2 項の規定による申出がなかったとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第 6 条第 1 項の規定による建築物の確認又は同法第 1 8 条第 2 項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として 1 の項の規定により算定して得られる額を加算した額
5 9	都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 5 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の	1 件につき		5 7 の項の規定により算定して得られる額(同法第 5 3 条第 2 項第 3 号に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、4, 8 0 0 円)

<p>認定の申請(同法第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。)に対する審査</p>		
<p>備考 この項において57の項の規定により算定する場合における床面積の合計は、当該低炭素建築物新築等計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1とする。</p>		
<p>60 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請(同法第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。)に対する審査</p>	<p>1件につき</p>	<p>59の項の規定により算定して得られる額に、当該認定の申請について同法第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がなかったとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認又は同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として1の項の規定により算定して得られる額を加算した額</p>
<p>備考 この項において57の項の規定により算定する場合における床面積の合計は、当該低炭素建築物新築等計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1とする。</p>		

別表第5中第65項を第70項とし、第61項から第64項までを5項ずつ繰り下げ、第60項の次に次のように加える。

61	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第30条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査	ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合	a 標準入力法又は主要室入力法の評価によるもの	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	230,000円 （評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円）
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき	362,000円 （評価書面の添付がなされたものにあつては、28,000円）
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき	510,000円 （評価書面の添付がなされたものにあつては、79,000円）
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき	625,000円 （評価書面の添付がなされたものにあつては、123,000円）
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき	736,000円 （評価書面の添付がなされたものにあつては、154,000円）
				床面積の合計が	1件につき	838,000円

			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	つき	(評価書面の添付がなされたものにあつては、192,000 円)
			床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件につき	1,041,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、268,000 円)
		b モデル建物法の評価によるもの	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 件につき	89,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000 円)
			床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件につき	145,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、28,000 円)
			床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件につき	230,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、79,000 円)
			床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未	1 件につき	298,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつ

				満のもの		ては、123,000円)
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき	357,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、154,000円)
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき	417,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、192,000円)
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件につき	538,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、268,000円)
		イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合	a 一戸建て住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき	43,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき	47,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)

			b 共同住宅又は長屋住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	76,000円 (評価書面の添付がなされたもの にあつては、 11,000円)
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき	119,000円 (評価書面の添付がなされたもの にあつては、 21,000円)
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき	195,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、44,000円)
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき	276,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、78,000円)
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき	532,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、124,000円)
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000	1件につき	934,000円 (評価書面の添付がなされ

				平方メートル未満のもの		たものにあつては、186,000円)
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1 件につき	1,707,000円 (評価書面の添付がなされたものにあては、282,000円)
		ウ 認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものであるとき			1 件につき	住宅の用途以外の用途に供する部分についてアに掲げる評価の方法の区分に応じて定める額に、住宅の用途に供する部分についてイに掲げる建築物の区分に応じて定める額を加算した額
備考 1 この項において標準入力法、主要室入力法及びモデル建物法とは、それぞれ建築物のエネルギー消費性能を適切に評価できる方法として規則で定めるものをいう。 2 この項において評価書面とは、建築物の性能を適正と評価した書面であつて、認定の申請の区分に応じて規則で定めるものをいう。						
6 2	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第30			1 件につき		6 1の項の規定により算定して得られる額に、当該認定の申請について同法第30条第2項の規定による申出がなか

	条第2項の規定による申出がある場合に限る。)に対する審査		ったとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認又は同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として1の項の規定により算定して得られる額を加算した額					
63	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同法第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査	1件につき	61の項の規定により算定して得られる額（同法第29条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあっては、4,800円）					
64	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同法第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出がある場合に限る。）に対する審査	1件につき	63の項の規定により算定して得られる額に、当該認定の申請について同法第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出がなかったとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認又は同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として1の項の規定により算定して得られる額を加算した額					
65	建築物の	ア	認定を受	a	標準	床面積の合計が	1件に	230,000円

エネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	けようとす る建築物の 全部が住宅 の用途以外 の用途に供 するもので ある場合	入力法 又は主 要室入 力法の 評価に よるも の	300平方メート ル未満のもの	つき	(評価書面の 添付がなされ たものにあっ ては、12,000 円)
			床面積の合計が 300平方メート ル以上2,000平 方メートル未満 のもの	1件に つき	362,000円 (評価書面の 添付がなされ たものにあっ ては、28,000 円)
			床面積の合計が 2,000平方メー トル以上5,000 平方メートル未 満のもの	1件に つき	510,000円 (評価書面 の添付がな されたもの にあつては、 79,000円)
			床面積の合計が 5,000平方メー トル以上10,000 平方メートル未 満のもの	1件に つき	625,000円 (評価書面 の添付がな されたもの にあつては、 123,000円)
			床面積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000 平方メートル未 満のもの	1件に つき	736,000円 (評価書面の 添付がなされ たものにあっ ては、154,000 円)
			床面積の合計が 25,000平方メー トル以上50,000 平方メートル未	1件に つき	838,000円 (評価書面 の添付がな されたもの

			満のもの		にあつては、 192,000円)
			床面積の合計が 50,000平方メー トル以上のもの	1件に つき	1,041,000円 (評価書面の 添付がなされ たものにあつ ては、268,000 円)
		b モデル建物の評価によるもの	床面積の合計が 300平方メート ル未満のもの	1件に つき	89,000円 (評価書面の 添付がなされ たものにあつ ては、12,000 円)
			床面積の合計が 300平方メート ル以上2,000平 方メートル未満 のもの	1件に つき	145,000円 (評価書面の 添付がなされ たものにあつ ては、28,000 円)
			床面積の合計が 2,000平方メー トル以上5,000 平方メートル未 満のもの	1件に つき	230,000円 (評価書面の 添付がなされ たものにあつ ては、79,000 円)
			床面積の合計が 5,000平方メー トル以上10,000 平方メートル未 満のもの	1件に つき	298,000円 (評価書面の 添付がなされ たものにあつ ては、123,000 円)

				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき	357,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、154,000円)	
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき	417,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、192,000円)	
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件につき	538,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、268,000円)	
イ	認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合	a	性一戸建住宅	基準に適合するものとして認定を受けようとする	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき	43,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)
					床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき	47,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)
					共同住宅又は	床面積の合計が300平方メートル	1件につき

				長 屋未満のもの 住宅		たものにあっ ては、11,000 円)
				床面積の合 計が 300 平 方メートル 以上 2,000 平方メート ル未満のも の	1 件に つき	119,000 円 (評価書面の 添付がなされ たものにあっ ては、21,000 円)
				床面積の合 計が 2,000 平方メート ル 以 上 5,000 平方 メートル未 満のもの	1 件に つき	195,000 円 (評価書面の 添付がなされ たものにあっ ては、44,000 円)
				床面積の合 計が 5,000 平方メート ル 以 上 10,000 平方 メートル未 満のもの	1 件に つき	276,000 円 (評価書面の 添付がなされ たものにあっ ては、78,000 円)
				床面積の合 計が 10,000 平方メート ル 以 上 25,000 平方 メートル未 満のもの	1 件に つき	532,000 円 (評価書面の 添付がなされ たものにあっ ては、124,000 円)
				床面積の合 計が 25,000	1 件に つき	934,000 円 (評価書面の

				平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの		添付がなされたもの にあつては、186,000円)
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件につき	1,707,000円 (評価書面の添付がなされたもの にあつては、282,000円)
		b 仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき	一戸建て住宅 共同住宅 又は長屋住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき	22,000円 (評価書面の添付がなされたもの にあつては、6,000円)
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき	23,000円 (評価書面の添付がなされたもの にあつては、6,000円)
				床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	36,000円 (評価書面の添付がなされたもの にあつては、11,000円)
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000	1件につき	59,000円 (評価書面の添付がなされたもの にあつ

				平方メートル未満のもの		ては、21,000円)
				床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件につき	102,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、44,000 円)
				床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件につき	152,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、78,000 円)
				床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件につき	275,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、124,000 円)
				床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件につき	462,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、186,000 円)
				床面積の合計が 50,000	1 件につき	807,000 円 (評価書面の

				平方メートル以上のもの		添付がなされたものにあつては、282,000円)
		ウ 認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものであるとき			1 件につき	住宅の用途以外の用途に供する部分についてアに掲げる評価の方法の区分に応じて定める額に、住宅の用途に供する部分についてイに掲げる建築物の区分に応じて定める額を加算した額
<p>備考</p> <p>1 この項において標準入力法、主要室入力法及びモデル建物法とは、それぞれ建築物のエネルギー消費性能を適切に評価できる方法として規則で定めるものをいう。</p> <p>2 この項において評価書面とは、建築物の性能を適正と評価した書面であつて、認定の申請の区分に応じて規則で定めるものをいう。</p> <p>3 この項において性能基準及び仕様基準とは、それぞれ建築物エネルギー消費性能基準等に関する省令（経済産業省令・国土交通省令第1号）の規定に基づき定められた基準をいう。</p>						

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。